

入札説明書

令和4年度皇居外苑・北の丸公園樹木調査業務に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする

1. 手続開始の公示日 令和4年12月23日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 中村 邦彦

3. 業務の概要

(1) 業務名 令和4年度皇居外苑・北の丸公園樹木調査業務

(2) 業務の目的 本業務は、平成24年度、平成25年度に実施した皇居外苑及び北の丸公園に生育している樹木調査結果を現況に合わせ修正することを目的とする。

(3) 業務内容

過去の毎木調査データの修正 1式

(4) 業務の打合せは全3回とする。

(5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は「設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編 設計業務等共通仕様書」（平成29年7月環境省 自然環境局）第1章1.28号第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書 第1章1.28号第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は仕様書のとおりとする。

(8) 履行期間

契約日～令和5年3月24日

(9) 担当部局

〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑1-1

環境省 自然環境局 総務課 皇居外苑管理事務所 庶務科

電 話 03-3213-0095

ファクシミリ 03-3201-1017

4. 入札方式等

- (1) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。
- (2) 本業務は、参加表明書の資料提出及び入札を電子調達システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。この場合は、環境省入札心得に定める様式2による書面を令和5年1月6日（金）12時までに下記に提出すること。
- この申請の窓口及び受付時間は、次のとおりである。
- ① 受付窓口：3. (9) 担当部局に同じ
 - ② 受付時間：行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）を除く毎日の10時00分～17時00分（12時から13時までを除く。）。まで。
 - ③ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

5. 指名されるために必要な要件

入札参加希望者には、以下に示す要件を満足する場合は、FAX又は電子メールにより競争参加資格確認通知書を通知する。なお、競争参加資格確認通知書の日は、令和5年1月10日（火）を予定する。

(1) 入札参加者に要求される資格

① 企業に関する事項

1) 基本的要件

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 環境省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格のうち自然環境共生コンサルタント業務に係るA等級又はB等級の認定を受け、関東地域に「本店、支店または営業所」を有していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

※上記に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けてない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

なお、開札日は、令和5年1月19日（木）を予定している。

c) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

づき再生手続き開始の申立てがなされている者（bの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から建設コンサルタント業務等に関し「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付け環境会第9号）最終改正令和2年4月7日付け環境会発第2994975号に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 参加表明者の同種業務等の実績に関する要件

a) 下記に示される同種又は類似業務について、平成29年度以降公示日までに国の機関、地方公共団体又は特殊法人等と契約し、完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：国民公園における植生調査業務

類似業務：国の機関又は地方公共団体と契約した公園・庭園における植生調査業務

② 予定管理技術者の資格に関する要件

予定管理技術者については下記の1)、3)、4)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

1) 予定管理技術者の資格に関する要件

下記のいずれかの資格を有する者。

- ① 技術士（森林部門：選択科目を「森林環境」、又は「林業」）
- ② 技術士（環境部門：選択科目を「自然環境保全」）
- ③ 技術士（建設部門：選択科目を「建設環境」）
- ④ RCCM（造園部門）

2) 予定管理技術者の業務実績に関する要件

下記の実績を有する者。

下記に示される同種業務等について、平成24年度以降公示日までに完了した業務において、1件以上の実績を有する者。（同一業務内でなくとも可）

同種業務：国民公園における植生調査業務

類似業務：国の機関又は地方公共団体と契約した公園・庭園における植生調査業務ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

管理技術者にあっては直接的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。

3) 予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

令和4年12月23日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となって

いる契約金額500万円以上の業務。

4) 外国資格を有する技術者の資格要件

外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

6. 入札参加者を指名するための基準

- ① 入札参加者を選定するための評価項目、評価基準、並びに評価のウェートは別表1のとおりである。
- ② 評価項目ごとの評価（A及びB）を以下のとおり数値化したものを各評価項目のウェートに乗じて得た数値の合計値により評価を行い、優位に評価された者を入札参加者として選定する。C評価がある場合には選定しない。評点の合計が同点となった場合には、A評価の多い者を優先して扱う。

A : 5 / 5 (10点)

B : 3 / 5 (6点)

【別表1】

評価項目				評価基準			評価の ウエート
				A	B	C	
参加表明者 者の経験 及び能力	専門技術力	成果の確実性	過去5年間の同種又は類似業務の実績の内容	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	業務の実績が無い	10
予定管理技術者 者の経験 及び能力	資料要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	入札説明書5.(1).②.1)に定める資格を有するもの	—	Aの資格を有していない	10
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	同種業務の実績がある	類似業務の実績がある	業務の実績がない	10
	専任制	専任制	手持ち業務金額及び件数 (特定後未契約のものを含む)	Cに該当しない	—	全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上又は手持ち業務の件数が10件以上	10

7. 参加表明書の提出等

(1) 作成方法

電子調達システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

① 配布された様式（様式－1から様式－4）を基に作成を行うものとする。

文字サイズは10 ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2010 形式以下、Microsoft Excel2010 形式以下、Just System 一太郎2011 形式以下及びP D F ファイル形式に限る。

② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3 M B以内とすること。

（2つ以上のファイルは認めない。）申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式（電子調達システムとの分割は認

めない）を持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。また、電子調達システムにより次の内容を記載した書面（様式自由）のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

③ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 関連資料

① 5.(1)① 2)に示す 同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合、または一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計情報システム（PUBDIS）」登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

② 予定管理技術者に係る技術士等の登録証の写しを提出すること。

③ 予定管理技術者が、平成24年度以降公示日までに完了した業務（5.(1)② 2)に示す同種業務等）において、管理技術者又は担当技術者として従事した業務がある場合は、業務に係る契約書等の写しを提出すること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和5年1月6日（金）12時00分。

提出場所：紙入札方式による場合は3.(9)担当部局に同じ。

提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）により提出すること。

8. 非指名理由について

参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）をFAX又は電子メールにより通知する。

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間

令和4年12月23日（金）～令和5年1月10日（火）12時00分まで。

持参する場合は、上記期間の10時00分から17時00分（12時から13時を除く）まで。
ただし、休日を除く。

② 提出場所

〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑 1 - 1

環境省 自然環境局 総務課 皇居外苑管理事務所 庶務科

電 話 03-3213-0095

ファクシミリ 03-3201-1017

③ 提出方法

持参、郵送又はFAXにより提出すること。なお、FAXにて提出した場合は、②の提出場所に提出した旨を連絡すること。

(2) 質問に対する回答は、令和5年1月13日（金）までにFAXにより行う。また、環境省皇居外苑管理事務所HPの「調達情報」に掲載する。

10. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受付期間

① 電子調達システムによる場合：令和5年1月19日（木）13時00分まで。

② 入札書を持参する場合（紙入札が認められている者）：(2)の日時及び場所に環境省入札心得に定める様式1による入札書、及び環境省競争参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

③ 入札書を郵送する場合（紙入札が認められている者）：下記の場所へ令和5年1月18日（水）必着（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。

場 所：〒100-0002

東京都千代田区皇居外苑 1 - 1

環境省 自然環境局 総務課 皇居外苑管理事務所 庶務科

(2) 開札日時

① 日時：令和5年1月19日（木）14時00分

② 場所（入札書を持参した者が立ち合う場合）：皇居外苑管理事務所会議室

11. 入札方法等

(1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、環境省入札心得に定める入札書を封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し10.(1)に記載した受付期間内に持参又は郵送すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金　免除。
- (2) 契約保証金　公共工事履行保証証券による保証を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

13. 開札

- (1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。

- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊「環境省入札心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を受けているものその他の開札の時において4.に掲げる要件のないものは、指名するために必要な要件のない者に該当する。

15. 手続における交渉の有無　無

16. 別に配置を求める技術者

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者は別に、以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満

たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「環境省入札心得」第7条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- (1) 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- (2) 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去2年間における業務成績評定点において、65点未満の業務がある者でないこと。

17. 契約書作成の要否

別冊「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件

前金払：30% 部分払：無

19. 火災保険付保の要否 否

20. 苦情申し立てに関する事項

- (1) 8.による非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含む。）以内に書面により行う。
- (3) 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：3. (9)に同じ

受付日時：休日を除く10時00分～17時00分（12時から13時を除く）まで。

21. 関連情報を入手するための照会窓口

3. (9)に同じ。

22. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊「環境省入札心得」及び別冊「契約書案」を熟読し、別冊「環境省入札心得」を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種業務等の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタ

ント等にあっては、我が国における同種業務の実績をもって判断するものとする。

- (5) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。

- ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
- ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、入札書を提出できないものとする。

- (7) 参加表明書の審査のための追加資料の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

- (8) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書を無効とする。

- ・参加表明書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

- (9) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、選定以外に提出者に無断で使用しない。

- (10) 提出期限以降における参加表明書、資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (11) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス<https://www.geps.go.jp/>

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、3. (9) 担当部局に連絡すること。

(12) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

(13) 「設計等請負業務成績評定要領の制定について」（平成20年8月13日付け環境省発第080813003号、環自総発第080813003号）に基づく業務成績を原則として評価の対象とする。

◎ 添付資料

- ・別記様式 競争参加資格確認申請書様式（様式1～5）
- ・別添1 環境省入札心得
- ・別添2 土木設計業務等請負契約書（案）
- ・別紙3 特記仕様書
- ・別紙4 数量項目参考書

入札心得

(目的)

第1条 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官（環境省所管会計事務取扱規則（平成13年環境省訓令第22号）第4条に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て又は分任支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

4 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければなら

ない。ただし、郵便による入札を行った者は、第8条による再度入札ができないものとする。

5 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）及び環境省競争参加資格審査結果通知書の写しを持参させなければならない。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

（入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式5）を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

③ 電子調達システムにあっては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者のした入札

② 委任状を持参しない代理人のした入札

③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

④ 記名を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）

- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開示前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子入札システムによる入札の場合は、分任支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その

他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共工事履行保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。

- ① 保証金額は、請負代金額の100分の30以上であること。
- ② 債権者は分任支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
- ③ 保証人の記名押印があること。
- ④ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- ⑤ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。
- ⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(その他)

第14条 当所より配布した指名通知書以外の書類については、入札日に返却すること。
なお、電子調達システムによる入札を行った場合においては、別途、速やかに郵送するか持参すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

一金 円也

ただし、令和4年度皇居外苑・北の丸公園樹木調査業務について入札心得等を承諾の上、本入札書を原本とし、虚偽のないこと、また暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

(代理人)
住 所
氏 名

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

様式2

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和4年度皇居外苑・北の丸公園樹木調査業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先
部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

(委任者) 住 所
商号又は名称
代表者 氏名

(受任者) 代理人 住 所
所属(役職名)
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和4年度皇居外苑・北の丸公園樹木調査業務の入札に関する一切のこと。
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先
部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

委任状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

(委任者) 代理人住所
所属(役職名)
氏 名

(受任者) 復代理人住所
所属(役職名)
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

1 令和4年度皇居外苑・北の丸公園樹木調査業務の入札に関する一切のこと。

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：

入札辞退届

件名 令和4年度皇居外苑・北の丸公園樹木調査業務

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 殿

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
FAX：
E-mail：